

【2003年7月17日】高訴訟

最高裁判所

高訴訟・最高裁<一小>決定(平15.7.17)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

上記当事者間の名古屋高等裁判所金沢支部平成十一年(行コ)第一四号生活保護変更処分取消請求事件について、同裁判所が平成十二年九月一日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成十五年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 島田 仁郎

裁判官 深澤 武久

裁判官 横尾 和子

裁判官 甲斐中辰夫

裁判官 泉 徳治

当事者目録

金沢市広坂一丁目一番一号

申立人 金沢市社会福祉事務所長 宮島 伸宣

同訴訟代理人弁護士 合田 昌英

同指定代理人 都築 弘

同 畠山 稔

同 尾崎 恒康

同 原 孝文

同	萩原 秀紀
同	坂巻 剛光
同	佐々木博美
同	馬場 茂
同	川久保重之
同	桑原 靖
同	江口 満
同	西田 貢

金沢市平和町二丁目一五番四〇号
県営住宅四〇号棟一〇四

相手方	高 眞司
同訴訟代理人弁護士	奥村 回
同	橋本 明夫
同	押野 毅
同	二木 克明
同	竹下 義樹
同	俣田 明佳
同	高野 範城
同	菅沼 友子
同	吉田 雄大